

特定非営利活動法人障がい者みらい創造センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人障がい者みらい創造センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中区松池町1丁目19番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい者の自立を支援するために、教育と企業と福祉を繋ぐことをコンセプトとして、障がい者や障がい理解に関する各種事業を実施し、障がい者がより豊かな生活を送ることができる社会を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 障がい者理解促進事業
- ② 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑥ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の行う事業を利用することを主とした目的として加入する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 理事長は、理事会において理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 監事の解任
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員の選任、職務及び報酬
- (4) 理事の解任
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができ

る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	竹内 亜沙美
理事	樋尾 渚
同	太田 宏祐
同	居原 正和
同	森本 経子
監事	立松 七江

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
ただし、初年度は年会費を徴収しない。

(1) 正会員	個人	入会金	3 0 0 0 円	年会費	1 0 0 0 円
	団体	入会金	1 0 0 0 0 円	年間費	1 0 0 0 0 円
(2) 賛助会員	個人	入会金	3 0 0 0 円	年間費	1 口 1 0 0 0 円(1 口以上)
	団体	入会金	1 0 0 0 0 円	年会費	1 口 1 0 0 0 0 円(1 口以上)
(3) 利用会員	個人	入会金	1 0 0 0 円	年会費	1 口 1 0 0 0 円(1 口以上)

令和4年度事業計画書

特定非営利活動法人 障がい者みらい創造センター

1 事業実施の概略

特定非営利活動法人障がい者みらい創造センターは「より豊かな社会を創造する」と「未来の選択肢を増やす」を目指して障がい者に関わる事業を行っていく。具体的には以下の通りである。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障がい者理解促進事業

(ア) 事業内容

障がい者への理解に関するセミナーの開催や講師をする

(イ) 開催日時

通年

(ウ) 会場

当法人事務所、貸し会議室、その他会場等

(エ) 従事者

講師、ファシリテーター等

(オ) 対象者

一般市民、障害者支援者、福祉事業所従事者等

(カ) 収益

100,000円

(キ) 費用

0円

② 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(ア) 事業内容

主に知的障がい児が通所する放課後等デイサービスみらせんジュニア熱田教室（定員10名）とみらせんジュニア中川教室の2教室を運営する。

(イ) 実施日時

通年

(ウ) 実施場所

当法人障害児通所支援事業所

(エ) 従事者

スタッフ9名

(オ) 対象者

障がい児やその家族

(カ) 収益

52,000,000円

(キ) 費用

50,000,000円

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(ア) 事業内容

主に知的障がい児が利用するショートステイ（短期入所）を運営する。
令和４年５月申請、７月１日開所予定。

(イ) 実施日時

令和４年７月１日より通年

(ウ) 実施場所

当法人短期入所事業所

(エ) 従事者

スタッフ４名

(オ) 対象者

障がい児やその家族

(カ) 収益

12,000,000円

(キ) 費用

10,000,000円

④⑤⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般・特定相談支援事業と児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(ア) 事業内容

主に知的障がい児者や精神障がい者が福祉サービスを利用できるように
相談支援事業所を運営する

令和４年１１月申請、１月１日開所予定。

(イ) 実施日時

令和５年１月１日より通年

(ウ) 実施場所

当法人事務所

(エ) 従事者

スタッフ１名

(オ) 対象者

障がい児やその家族

(カ) 収益

150,000円

(キ) 費用

150,000円

令和5年度事業計画書

特定非営利活動法人 障がい者みらい創造センター

1 事業実施の概略

特定非営利活動法人障がい者みらい創造センターは「より豊かな社会を創造する」と「未来の選択肢を増やす」を目指して障がい者に関わる事業を行っていく。具体的には以下の通りである。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障がい者理解促進事業

(ア) 事業内容

障がい者への理解に関するセミナーの開催や講師をする

(イ) 開催日時

通年

(ウ) 会場

当法人事務所、貸し会議室、その他会場等

(エ) 従事者

講師、ファシリテーター等

(オ) 対象者

一般市民、障害者支援者、福祉事業所従事者等

(カ) 収益

120,000円

(キ) 費用

0円

② 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(ア) 事業内容

主に知的障がい児が通所する放課後等デイサービスみらせんジュニア熱田教室（定員10名）とみらせんジュニア中川教室の2教室を運営する。

(イ) 実施日時

通年

(ウ) 実施場所

当法人障害児通所支援事業所

(エ) 従事者

スタッフ9名

(オ) 対象者

障がい児やその家族

(カ) 収益

52,000,000円

(キ) 費用

50,000,000円

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

- (ア) 事業内容
主に知的障がい児が利用するショートステイ（短期入所）を運営する。
- (イ) 実施日時
通年
- (ウ) 実施場所
当法人短期入所事業所
- (エ) 従事者
スタッフ 6 名
- (オ) 対象者
障がい児やその家族
- (カ) 収益
24,000,000円
- (キ) 費用
20,000,000 円

④⑤⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般・特定相談支援事業と児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- (ア) 事業内容
主に知的障がい児者や精神障がい者が福祉サービスを利用できるように相談支援事業所を運営する。
- (イ) 実施日時
通年
- (ウ) 実施場所
当法人事務所
- (エ) 従事者
スタッフ 1 名
- (オ) 対象者
障がい児者とその家族
- (カ) 収益
600,000円
- (キ) 費用
500,000 円

活動予算書

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金			
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	10,000	40,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
受取助成金		0	
4. 事業収益			
障がい者理解促進事業収益	100,000		
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	52,000,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	12,000,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業収益	30,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	20,000		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	100,000		
その他目的を達成するために必要な事業		64,250,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			64,290,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	35,000,000		
法定福利費	2,600,000		
人件費計	37,600,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	600,000		
外注費	400,000		
厚生費	300,000		
減価償却費	2,450,000		
賃借料	6,800,000		
消耗品費	3,000,000		
水道光熱費	500,000		
旅費交通費	1,800,000		
通信運搬費	2,700,000		
その他経費	4,000,000		
その他経費計	22,550,000		
事業費計		60,150,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	2,500,000		
法定福利費	250,000		
人件費計	2,750,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	20,000		
保険料	50,000		
通信運搬費	50,000		
租税公課	20,000		
交際接待費	50,000		
諸会費	100,000		
車両関係費	400,000		
会議費	50,000		
リース料	180,000		
雑費	150,000		
その他経費計	1,070,000		
管理費計		3,820,000	
経常費用計			63,970,000
当期正味財産増減額			320,000
前期繰越時正味財産額			3,000,000
次期繰越正味財産額			3,320,000

活動予算書

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金			
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	10,000	40,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
受取助成金		0	
4. 事業収益			
障がい者理解促進事業収益	120,000	✓	
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	52,000,000	✓	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	24,000,000	✓	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業収益	200,000	✓	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	100,000	✓	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	300,000	✓	
その他目的を達成するために必要な事業		76,720,000	-
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			76,760,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	39,500,000		
法定福利費	5,200,000		
人件費計	44,700,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	1,000,000		
外注費	500,000		
厚生費	300,000		
減価償却費	1,900,000		
賃借料	7,000,000		
消耗品費	4,500,000		
水道光熱費	800,000		
旅費交通費	1,700,000		
通信運搬費	2,500,000		
その他経費	5,600,000		
その他経費計	25,800,000		
事業費計		70,500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	2,500,000		
法定福利費	250,000		
人件費計	2,750,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	20,000		
保険料	50,000		
通信運搬費	50,000		
租税公課	20,000		
交際接待費	50,000		
諸会費	100,000		
車両関係費	600,000		
会議費	50,000		
リース料	180,000		
雑費	150,000		
その他経費計	1,270,000		
管理費計		4,020,000	
経常費用計			74,520,000
当期正味財産増減額			2,240,000
前期繰越時正味財産額			3,320,000
次期繰越正味財産額			5,560,000